防官文(事)第124号令和3年5月13日改正 防官文(事)第133号令和3年5月28日防官文(事)第161号令和3年6月30日防地環(事)第252号令和5年6月30日

事務次官(公印省略)

防衛省気候変動タスクフォース設置要綱について(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類:別紙

(設置)

第1 気候変動の問題は、国際社会の平和と安定を含む我が国の安全保障に影響を及ぼすことから、気候変動が我が国の安全保障に与える影響について評価し、及び分析し、防衛省として必要な対応を行うため、防衛省に防衛省気候変動タスクフォース(以下「気候変動タスクフォース」という。)を置く。

(構成)

第2 気候変動タスクフォースの構成は、次のとおりとする。

座 長 防衛副大臣

構成員 事務次官

防衛審議官

大臣官房長

防衛政策局長

整備計画局長

人事教育局長

地方協力局長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛装備庁長官

(運営)

- 第3 座長は、気候変動タスクフォースを招集し、気候変動タスクフォースの事務を掌理 する。
- 2 座長が不在のときは、座長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を気候変動タスクフォースに参加させ、意見を述べさせることができる。

(再生可能エネルギー・防衛両立タスクフォース)

第4 気候変動タスクフォースの下に、事業者等による再生可能エネルギーの利用に係る 風力発電設備等の導入と自衛隊及び在日米軍の円滑な運用の確保を両立させる施策の 検討及び推進に関して、気候変動タスクフォースにおける評価及び分析に必要な作業 を行うため、再生可能エネルギー・防衛両立タスクフォース(以下「両立タスクフォース」という。)を置く。

2 両立タスクフォースの構成は、次のとおりとする。

両立タスクフォース座長 事務次官

両立タスクフォース構成員 大臣官房長

防衛政策局長

整備計画局長

地方協力局長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

防衛装備庁長官

- 3 両立タスクフォース座長は、両立タスクフォースを招集し、両立タスクフォースの事務を掌理する。
- 4 両立タスクフォース座長が不在のときは、両立タスクフォース座長があらかじめ指定 する者がその職務を代行する。
- 5 両立タスクフォース座長は、必要があると認めるときは、両立タスクフォース構成員 以外の者を両立タスクフォースに参加させ、意見を述べさせることができる。

(気候変動タスクフォース作業チーム)

- 第5 気候変動タスクフォースの下に、気候変動タスクフォースの検討に必要な作業を行うため、防衛省気候変動タスクフォース作業チーム(以下「作業チーム」という。)を置く。
- 2 作業チームのチーム長(以下第5において単に「チーム長」という。)には地方協力 局環境政策課長を充てる。
- 3 作業チームの構成は、チーム長が定める。
- 4 チーム長は、作業チームを招集し、作業チームの事務を総括整理する。

(両立タスクフォースの下に置かれるチーム)

第6 両立タスクフォースの下に、両立タスクフォースにおける検討に必要な作業を行う ため、次の表の左欄に掲げるチームを置き、これらのチームが行う作業は、それぞれ同 表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	作業	
総合調整・両立検	(1) 両立タスクフォースの下に置かれるチームの作業に関する	
討チーム	総合調整に関すること。	

	(2) 事業者等による風力発電設備等の導入と自衛隊及び在日米		
	軍の円滑な運用の確保を両立させる施策の検討及び推進に関		
	すること。		
調整企画・実施チ	(1) 事業者等による風力発電設備等の建設等が自衛隊及び在日		
ーム	米軍の運用に与える影響の評価に関すること。		
	(2) 事業者等による風力発電設備等の建設等に係る関係省庁、		
	地方公共団体、事業者等との調整に関すること。		
影響対策検討チー	事業者等による風力発電設備等の建設等が自衛隊及び在日米軍		
4	の運用に与える影響への対策に関する技術的検討に関すること。		

2 両立タスクフォースの下に置かれるチームの構成は、次の表の左欄に掲げるチームの 区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			
名称	構成		
総合調整・両立検	(1) チーム長	防衛政策局運用基盤課長	
討チーム	(2) チーム員	大臣官房文書課長	
		防衛政策局日米防衛協力課長	
		防衛政策局戦略企画参事官	
		防衛政策局運用調整参事官	
		整備計画局防衛計画課長	
		整備計画局サイバー整備課長	
		整備計画局施設整備官	
		地方協力局総務課長	
		地方協力局地域社会協力総括課長	
		地方協力局環境政策課長	
		地方協力局在日米軍協力課長	
		統合幕僚監部首席参事官	
		陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課長	
		陸上幕僚監部防衛部防衛課長	
		海上幕僚監部防衛部防衛課長	
		海上幕僚監部防衛部運用支援課長	
		航空幕僚監部防衛部防衛課長	
		航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長	
調整企画・実施チ	(1) チーム長	防衛政策局運用基盤課長	
ーム	(2) チーム員	防衛政策局日米防衛協力課長	
		防衛政策局戦略企画参事官	
		防衛政策局運用調整参事官	
		整備計画局防衛計画課長	

整備計画局サイバー整備課長 整備計画局施設計画課長 整備計画局施設整備官 人事教育局人材育成課長 地方協力局地域社会協力総括課長 地方協力局東日本協力課長 地方協力局西日本協力課長 地方協力局沖縄協力課長 地方協力局在日米軍協力課長 統合幕僚監部首席参事官 陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課長 陸上幕僚監部運用支援‧訓練部訓練課長 陸上幕僚監部防衛部施設課長 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通 信システム課長 海上幕僚監部防衛部運用支援課長 海上幕僚監部防衛部施設課長 海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長 航空幕僚監部防衛部事業計画第1課長 航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長 航空幕僚監部防衛部施設課長 航空幕僚監部運用支援·情報部運用支援課長 防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官 防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(航 空機担当) 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長

影響対策検討チーム

(1) チーム長 防衛政策局運用基盤課長

(2) チーム員 整備計画局防衛計画課長

整備計画局サイバー整備課長

陸上幕僚監部防衛部防衛課長

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通

信システム課長

海上幕僚監部防衛部防衛課長

海上幕僚監部防衛部運用支援課長

海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長

航空幕僚監部防衛部防衛課長

航空幕僚監部防衛部事業計画第1課長 航空幕僚監部防衛部事業計画第2課長 航空幕僚監部装備計画部装備課長 航空幕僚監部科学技術官 防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長

- 3 両立タスクフォースの下に置かれるチーム(以下第6において「各チーム」という。)のチーム長(以下「各チーム長」という。)は、各チームを招集し、各チームの事務を総括整理する。
- 4 各チーム長は、議案の性質によりチーム員を限定する必要があると認めるときは、各 チームに属するチーム員のうちの一部の者をもって各チームを開催することができ る。
- 5 各チーム長は、各チームが行う作業のため必要があると認めるときは、各チームに属するチーム員以外の者を各チームに参加させ、意見を述べさせることができる。
- 6 両立タスクフォース座長は、必要に応じ、第1項の表左欄に掲げるチーム以外のチームを設置することができる。

(関係部局の協力)

第7 関係部局は、気候変動タスクフォース、両立タスクフォース、作業チーム又は両立 タスクフォースの下に置かれるチームから関係者の出席、資料の提出その他の依頼が あった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

- 第8 気候変動タスクフォース、両立タスクフォース、作業チーム及び両立タスクフォースの下に置かれるチーム(第9において「気候変動タスクフォース等」という。)の 庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部署において処理する。
 - (1) 気候変動タスクフォース 地方協力局環境政策課
 - (2) 両立タスクフォース 防衛政策局運用基盤課
 - (3) 作業チーム 地方協力局環境政策課
 - (4) 両立タスクフォースの下に置かれるチーム(次号に掲げるものを除く。) 防衛政 策局運用基盤課
 - (5) 第6第6項の規定により両立タスクフォース座長が設置するチーム 両立タスクフォース座長が指定する部署

(委任規定)

第9 この要綱に定めるもののほか、気候変動タスクフォース等の運営に関し必要な事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がそれぞれ定める。

- (1) 気候変動タスクフォース 座長
- (2) 両立タスクフォース 両立タスクフォース座長
- (3) 作業チーム 作業チームのチーム長
- (4) 両立タスクフォースの下に置かれるチーム 当該チームのチーム長